

浦安市国際交流推進関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月29日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第131号

浦安市国際交流推進関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市国際交流推進関係団体補助金交付要綱（昭和63年告示第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第4条中「第2条第1号の団体にあつては3,680,000円以内、同条第2号の団体にあつては400,000円以内で、それぞれ」を「3,680,000円以内で」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。